

和歌山市子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)のご案内

公的年金を受給しており、令和3年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止されている方

公的年金を受給しているため、児童扶養手当の申請をしていない方も子育て世帯生活支援特別給付金【ひとり親世帯分】の対象となります。

対象者

公的年金を受給しており、令和3年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止されている方
公的年金を受給しているため、児童扶養手当の申請をしていない方（一部対象外もあり）

給付金

児童一人当たり一律5万円

提出書類

- ① 「子育て世帯生活支援特別給付金 申請書(請求書)」【②-1】
- ② 「申請書本人の確認書類のコピー」「運転免許証、マイナンバーカード等」(写真付の官公庁発行のもの1点)
又は「健康保険証、年金手帳等」(「氏名と生年月日」もしくは「氏名と住所」が記載されているもの2点)
- ③ 「受取口座を確認できる書類のコピー」 ※児童扶養手当の登録口座と同じ場合は不要
- ④ 「児童扶養手当の支給要件を確認できる書類」(戸籍謄本等) ※児童扶養手当認定者は不要
- ⑤ 本人及び扶養義務者全員の「簡易な収入見込額の申立書」【②-2、②-3】及び「申立書に記入した収入の内容が証明できる書類」(年金決定通知書、帳簿、課税証明書等)※令和2年1月1日に和歌山市に住民票がある方は、課税証明書は不要

【児童扶養手当水準の収入基準額(令和元年中の年間収入額)】

年間収入額は、養育費、給与収入、事業収入又は不動産収入、年金相当収入の合計になります。

生計を同じくし養っている親族数 ※令和元年12月31日時点	申請者本人の収入基準額	扶養義務者の収入基準額
0人	3,114,000円	3,725,000円
1人	3,650,000円	4,200,000円
2人	4,125,000円	4,675,000円
3人	4,600,000円	5,150,000円
4人	5,075,000円	5,625,000円
5人	5,550,000円	6,100,000円
	① 16歳以上23歳未満の親族がいる場合は その人数×150,000円を加算 ② 70歳以上の親族がいる場合は、 その人数×100,000円を加算	① 70歳以上の親族がいる場合は、 その人数×60,000円加算

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに475,000円を加算した金額になります。

※養育者の場合は収入基準が異なります。

申請期限

令和4年2月28日までにこども家庭課までご提出ください。(郵送可)